

未来の下水道ブース制作業務委託 業務仕様書(案)

1. 業務名称

未来の下水道ブース制作業務委託

2. 業務目的

令和7年4月からの大阪・関西万博の開催に伴い、本市下水道事業では、万博会場内イベントスペースに大阪ウィークの期間中出展（以下、万博ブース）を予定しているほか、全国の下水道関係者が一堂に会する「下水道展'25」（以下、下水道展）や大阪市下水道の広報発信拠点である「下水道科学館」でも、大阪・関西万博の下水道サテライトとして、連携・ネットワーク化した情報発信を行うことで万博開催の機運醸成を図るとともに相乗効果を発揮させ、下水道事業の理解促進や下水道技術の情報発信を強化することとしている。（「別紙」参照）

本業務では、カーボンニュートラル、エネルギー創造・供給拠点となる下水処理場のあるまちが20～30年後にどうなるかを「未来の下水道ブース」として可視化し、「万博ブース」「下水道展」「下水道科学館」への国内外からの来場者に、未来のまちづくりの下水道の豊かな可能性を伝えることを目的とする。

【参考：カーボンニュートラルの実現に貢献するための下水道技術の技術開発等に関するエネルギー分科会報告書】

https://www.nilim.go.jp/lab/eag/pdf/202203_energybunkakaihokokusyo.pdf

【参考：下水道ビジョン2100】

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000106.html

3. 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

4. 履行場所

本市指定場所

5. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞」に基づき実施しなければならない。

なお、詳細については「[トップページ](https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html)＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞各局等入札契約情報＞建設局＞入札・契約のお知らせ＞共通仕様書のダウンロード＞業務委託共通仕様書＞業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞」に掲載されている。（<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>）

6. 業務内容

(1) 概要

〈1〉企画及び構成

公募型プロポーザルでの企画提案内容を基に本市と協議を行い PR 映像とイメージイラスト等の展示物の構成を作成する。

〈2〉PR 映像の制作

〈1〉の企画及び構成に基づき映像制作（撮影、CG 等）を行う。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 肖像権や著作権について必要な手続き
- ③ 協力者、撮影地への交渉・許可
- ④ 使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用の負担

〈3〉イメージイラストの制作

〈1〉の企画及び構成に基づきイメージイラストの制作を行う。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 肖像権や著作権について必要な手続き
- ③ 使用料等制作に必要な費用の負担

〈4〉未来の下水道ブースの制作・設置

〈2〉〈3〉で制作したコンテンツを活用した来場者とのインタラクティブ性を確保した展示物で構成する未来の下水道ブースの制作・設置を行う。

〈5〉業務完了報告書

上記、〈1〉～〈4〉にて実施した一連した業務を報告書としてとりまとめ、発注者に報告する。

(2) PR 映像・イメージイラストの内容

下記の基本コンセプトの内容を必須項目として盛り込むものとし、本市で整理・とりまとめを行い提示する下水道事業に従事する職員等のアイデアも参考情報として踏まえつつ、企画構成を進める。（本業務の契約後、受託者とアイデアを提示した職員等とのアイデア整理を行う意見交換の機会を設ける予定。）

[基本コンセプト]

カーボンニュートラル、エネルギー創造・供給拠点となる下水処理場のあるまちが 20～30 年後にどうなるかを可視化し、未来のまちづくりでの下水道の豊かな可能性を伝える。

[PR 映像とイメージイラストのコンセプトの展開の方向性例]

※下記項目は例示であり、必ずしも全ての項目への展開を求めるものではない。

- 環境に貢献する下水道
- 豊かなまちづくりに貢献する下水道
- 人々の暮らし・地域と繋がる下水道
- DX 等で更に快適・便利になる下水道
- 市民の健康に貢献する下水道
- 市民の安全・安心に貢献する下水道
- 新たな付加価値を生み出す下水道

[想定される活用シーン]

PR 映像・イメージイラストは、以下の場面で活用することを想定している。

- ① 万博ブースでの上映・展示
- ② 下水道展での上映・展示
- ③ 下水道科学館での上映・展示
- ④ その他

大阪市 HP、大阪市公式 YouTube 等での公開

(3) PR 映像の要件・規格等

- ① PR 映像の長さは、ロングバージョンの映像が 5 分程度、ショートバージョンの映像が 1 分程度及び 15 秒程度を基本とし、本市と協議の上決定すること。
- ② ロングバージョンの映像は、「日本語ナレーション・日本語字幕付き」、「英語ナレーション・英語字幕付き」をそれぞれ制作すること。
- ③ ショートバージョンの映像は、国内外の来場者に向けて限られた時間で効果的に PR を行うためのものであることを踏まえ、ナレーションの有無、字幕の有無及び、ナレーション及び字幕で使用する言語（日本語・英語）については受注者が発注者に対して提案した上で、発注者と協議し、決定すること。
- ④ 大阪の街並みや自然景観等の映像を効果的に使用することとし、実写のほか、CG、アニメーション等を効果的に使用して、視覚的に伝わる内容とすること。
- ⑤ 画面アスペクト比は 16 : 9 とし、制作する映像素材の解像度は 4K として制作すること。

(4) イメージイラストの要件・規格等

- ① 大阪の街並みや自然景観及び未来の下水道等が視覚的に伝わる内容とすること。
- ② イラストについては、俯瞰したまちを背景に未来の下水道について説明文を添えて描写するイメージであるが、詳細な記載方法、タッチ、記載項目及び記載内容等については契約後、発注者と協議し、決定すること。
- ③ 「万博ブース」「下水道展」「下水道科学館」への国内外からの来場者に未来のまちづくりの下水道の豊かな可能性を伝えるため、大型イラストパネル（縦 3m×横 9m 程度）を用いた展示を想定しており、それに対応可能な解像度で制作すること。

(5) PR映像・イメージイラスト制作に関する留意点

- ① 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了解を得て使用すること。
- ② 成果物に使用する画像・映像（写真を含む）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ③ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ④ 大阪市HP掲載情報等、大阪市が公開している情報を素材として使用する場合は、予め発注者の承諾を得ること。
- ⑤ 受託業務の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。
- ⑥ 成果物に関する所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条を含む全ての権利）は、検査の合格をもって受注者から発注者に移転する。
受注者は、発注者及び発注者により利用を認められた者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(6) 未来の下水道ブースの設置場所・設置期間

未来の下水道ブース(以下、「展示ブース」という。)の設置場所は、万博ブース、下水道展の順に移動させ、最終的には下水道科学館に設置する。各設置場所の設置条件は、次のとおり。

	設置場所	設置期間(予定)
万博ブース	大阪・関西万博内イベントスペース (建物内1階フロア) (約70m ²)	令和7年7月24日(木)～25日(金)
下水道展	インテックス大阪展示場 (建物内1階フロア) (約70m ²) [大阪市住之江区南港北1-5-102]	令和7年7月29日(火)～8月1日(金)
下水道科学館	大阪市下水道科学館 (建物内地下1階フロア) (約70m ²) [大阪市此花区高見1-2-53]	下水道展での展示終了後に設置

(7) 展示ブースに設置する展示物の内容

[基本コンセプト]

カーボンニュートラル、エネルギー創造・供給拠点となる下水処理場のあるまちが20～30年後にどうなるかを展示し、未来のまちづくりでの下水道の豊かな可能性を伝える。

※コンセプトの詳細については、発注者と協議し内容を決定する。

[展示物の構成]

本市では展示ブースに設置する展示物として以下の構成を基本に想定しているが、詳細に

については、公募型プロポーザルでの企画提案内容を基に、本市と協議を行い、万博ブースにてイベント会場を共用する道路事業、公園事業の展示と調和した一体性の確保や、日本語、英語以外の中国語、韓国・朝鮮語などの言語への対応も考慮し、内容を決定する。展示物は、最終的に下水道科学館に常設するため、リース品での対応は不可とする。

① PR映像放映モニター（75インチ程度を想定）

再生機器にて本業務で作成したPR映像を上映し、来場者に下水道の未来社会をクリアな映像、音声で体感いただく。

② 大型イラストパネル（縦3m×横9m程度を想定）

本業務で作成したイメージイラストを展示し、来場者に下水道の未来社会を感じていただく。

③ インタラクティブ展示物（50インチ×4面程度を想定）

①②で上映・展示する素材を用いて作成したタッチパネル操作で反応するインタラクティブ展示物の画面・音声を通して、来場者に下水道の未来社会の具体イメージをつかんでいただく。

国内外の来場者への対応のため、日本語並びに英語対応とする。

(8) 展示ブースのレイアウト

① デザイン、レイアウト、装飾の企画・提案

次の条件を満たすブースのデザイン、レイアウト、装飾を企画・提案すること。

ア 来場者が興味を引かれるインパクトのあるデザインとすること。

イ 壁構造を減らし、開放的なイメージとすること。

ウ 各展示物について、特徴をわかりやすく伝えるための装飾を施すこと。

エ 各展示物を効果的に見せる工夫を施すこと。

オ パネルやキャプションには、視認性の高い機材を使用すること。

カ 来場者が見やすいよう、動線を重視すること。

キ 各展示物については、万博ブースから下水道展と移動し、最終的に下水道科学館に設置することができるよう工夫すること。

ク 万博ブースでは、イベント会場を共用する道路事業、公園事業の展示物と調和し一体性を確保したレイアウトを行うこと。

ケ 下水道展では、他業務委託で制作される大阪市下水道ブースの他の展示物と調和し一体性を確保したレイアウトを行うこと。

コ 企画、制作物にあたっては、発注者の承認のうえ決定する。

② 展示ブースのレイアウト図案等の作成

契約締結後、各会場におけるブース設営の詳細を企画した上で、次の図案等を作成し、発注者の承認を得ること。

(展示物及び装飾の配置を含めたものを作成すること。また、来場者の動線が分かる資料とすること。)

ア 展示ブースのレイアウト

イ 展示ブースの平面図、立面図

ウ 展示ブースのパーススケッチ（2方向以上）

(9) 展示ブースの設置

① 展示ブースの設営

ブースのレイアウト及び装飾を行い設営する（ブース設置にかかる通信設備、電気・給排水・圧縮空気等付帯設備工事も含む。）とともに、万博ブース並びに下水道展での展示終了後、撤収、次の展示会場までの仮保管、運搬及び設置を行うこと。

ア 事前準備

受注者は発注者と調整の上、次の作業を行うこと。

(ア) 会場の調整

展示ブース設営に必要な調整・手続き等を主催者や会場管理者など関係先と行うこと。

(イ) 展示ブースに設置する装飾及び造作を作成

会場内の案内に基づき、必要な装飾及び造作を作成すること。

(ウ) 展示ブースのタイトル看板・パネル作成

イ 展示物の運搬、設置、撤収

主催者及び会場の注意事項を遵守すること。床等を展示物等で汚損しないよう養生すること。具体的な養生方法については、予め会場及び発注者と十分に調整すること。下水道科学館には、エレベーター(扉：幅 900mm×高さ 2100mm、内部：幅 1200mm×高さ 2300mm×奥行 1400mm)が設置されている。

受注者は、展示品、パネル、ノベルティ、映像設備、マイク・スピーカー等の音響設備、照明設備、通信設備等、展示ブースの運営・管理に必要な設備や備品等を全て用意、運搬、設置すること。

なお、手配車両に必要なガソリン等燃料代、有料道路使用料等の費用、万博ブースでの撤収から下水道展での設置まで並びに下水道展での撤収から下水道科学館への設置までの仮保管は、受注者の負担とする。

(各設置場所で想定される設営時間)

	設営	撤収
万博ブース	令和7年7月24日(木) 午前3時～午前8時(予定) ※主催者の指示により 変更の可能性あり。	令和7年7月25日(金) 午後10時～翌日午前3時(予定) ※主催者の指示により 変更の可能性あり。
下水道展	令和7年7月28日(月) 午後0時～午後5時(予定) ※主催者の指示により 変更の可能性あり。	令和7年8月1日(金) 午後1時～午後5時(予定) ※主催者の指示により 変更の可能性あり。
下水道科学館	令和7年8月6日(水) 午前10時～午後4時(予定) ※管理者の指示により 変更の可能性あり。	

ウ 危険防止等の安全策

展示物や備品等の会場への運搬及び設置、イベント当日の運営及び撤去作業等、イベント実施に係るすべての作業について、危険防止等の安全策を講じること。事故等が発生した場合は、受注者の責任において処理するとともに、速やかに発注者に報告すること。

また、展示期間中に問題が起きた場合に、迅速に対応できる体制を整えること。

② 万博ブースでの設置期間中の展示ブースの運営

万博ブースでの設置期間中、当ブースに適切な人員を配置し、円滑な運営と展示物等の管理を行うこと。

受注者の具体的な業務内容は次のとおりとする。

ア 来場者の案内、誘導、説明補助

イ アンケートの実施、回収、集計

アンケートを来場者へ配布・回収を行い、集計結果を発注者へ報告すること。アンケートの手法について提案すること。アンケートの内容については、ブース来場による効果測定ができるものを想定している。

ウ イメージイラストを用いた配布物の作成、配布

クリアファイル等の配布物を想定しており、配布数は 9,000 個程度を想定している。配布物の内容については受注者が発注者へ提案し、協議の上で決定する。

エ その他展示ブースの運営・管理に必要な業務

オ 当日の運営マニュアルを作成し、全スタッフ（大阪市職員含む）で共有すること。

③ 展示ブース設置計画の策定、実施

受注者は、展示ブースの設置にかかる業務を円滑に推進するための展示ブース設置計画を事前に策定し、発注者の承認を得て実施すること。上記②の項目のほか、次の項目も必ず含めること。

ア 実施体制

展示ブースの設営・運営体制について、次の項目を含めた体制を構築すること。

(ア) 統括責任者

(イ) 運営スタッフ（人数、名簿、展示ブース内配置図等）

当日の展示ブース内運営体制については、人員体制をブースのラフスケッチに落とし込んだ図等、当日の全スタッフの動きがイメージできる資料を作成すること。

(ウ) 運営スタッフの管理体制（大阪市職員除く）

イ 工程表

事前の各種確認、申請、調整、制作、搬入、設営、運営及び搬出の工程表を作成すること。

ウ 緊急事態に備えた対応

緊急事態が発生した場合の具体的な連絡体制等を示したフロー図を作成すること。また、受注者の全スタッフに周知すること。

7. 留意事項

- ・本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やか発注者に報告し、十分協議すること。
- ・本委託業務の実施にあたって必要となる経費はすべて、本委託受注者が負担すること。
- ・本業務で想定される事故や災害に備えて、保険に加入すること。
- ・個人情報の取扱いについては、本市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、既存の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

8. 成果品

(1) 成果品及び提出部数

- ・本業務に関わる実施報告書 2部
- ・電子データ 2部
- ・その他発注者が提出を求めるもの

(2) 提出するイメージイラスト、映像の電子データ

① イメージイラストの電子データ

- ・制作したイメージイラストの、ai (アウトライン有りおよび無し)、PDF および画像 (JPEG,PNG 等) 形式の電子データ

② 映像の電子データ

- ・制作した未来の下水道に関する映像の日本語音声版、英語音声版、白素材 (BGM、音声、テロップが入っていない同内容の映像で、素材音声のみ残す) (以下、これら3点をまとめて「未来の下水道各 PR 映像」という。) の MP4 形式の電子データ
- ・未来の下水道各 PR 映像の変換前 (非圧縮もしくは可逆圧縮) 電子データ

※映像ファイルの解像度は「4K」(3,840dpi×2,160dpi) を基本とする。

※アスペクト比は 16 : 9、ビットレートは 8~15Mbps、最大フレームレートは 30~60fps を基本とする。

(3) 成果品にかかるその他留意点

- ・詳細は受注者より提示し、発注者と協議の上決定する。
- ・成果品の電子データは、USB メモリーや DVD-ROM 等データ容量に応じた最適なデータ格納媒体を選択し、納品すること。
- ・提出する成果品の電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行い、電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス (パターンファイル) 定義年月日またはパターンファイル名」及び「チェック年月日 (西暦表示)」を明記すること。
- ・成果品の帰属についてはすべて発注者の所有とする。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本委託業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該工事について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。